



平成27年  
10月

# 議会 語り会

その思い、  
私たちに  
お聞かせください

テーマ以外のことでもかまいません。自由なご意見を！

テーマ

- ① 議会活動について語ろう！ …… P1～
- ② 地域防災力の向上を語ろう！ … P6～

主催：永平寺町議会



# 永平寺町民指標

私たち永平寺町民は、美しい環境を守り、歴史と文化を大切にし、愛情に満ちた町を築きます。すべての町民が健康で安心して暮らせるふるさとを創ります。次の指標を私たちの合言葉とします。



えがお 笑顔で か あいさつを交わしましょう



いづく 慈しみの心を育てましょう



へいわ 平和なくらしと しぜん 自然を守りましょう



いつでも かんしゃ 感謝の気持ちを持ちましょう



じしん 自信と ほこ 誇りを持ち かつりよく 活力ある町を きず 築きましょう

町の花 梅  
町の木 油桐



# 議会活動について語ろう

町議会では、次の改選時（平成30年8月1日）に向けた議員定数、議員報酬、政務活動費について集中審議しています。議会基本条例に基づき、町政の課題、将来の予測、そして議会機能を十分に考慮し、町民の皆様のご意見等総合的に検討します。そして、平成28年3月には結論を出し、条例を改正します。

永平寺町議会基本条例  
(議員定数)

第18条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正にあたっては、行財政改革の視点はもとより、町政の現状及び課題並びに将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、町民の意見等総合的な観点から決定するものとする。

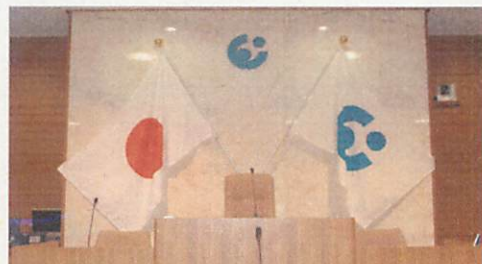
3 議員定数の条例改正議案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提出するものとする。

(議員報酬)

第19条 [ 第18条の “議員定数” を “議員報酬” に置き換え、同一の条文です。 ]

## 議会活動・構成

町議会は平成24年7月に、議会および議員の活動原則をはじめ議会に関する基本的事項を定めた「永平寺町議会基本条例」を制定しました。議会、議員はこの条例の趣旨、規定に基づき活動します。



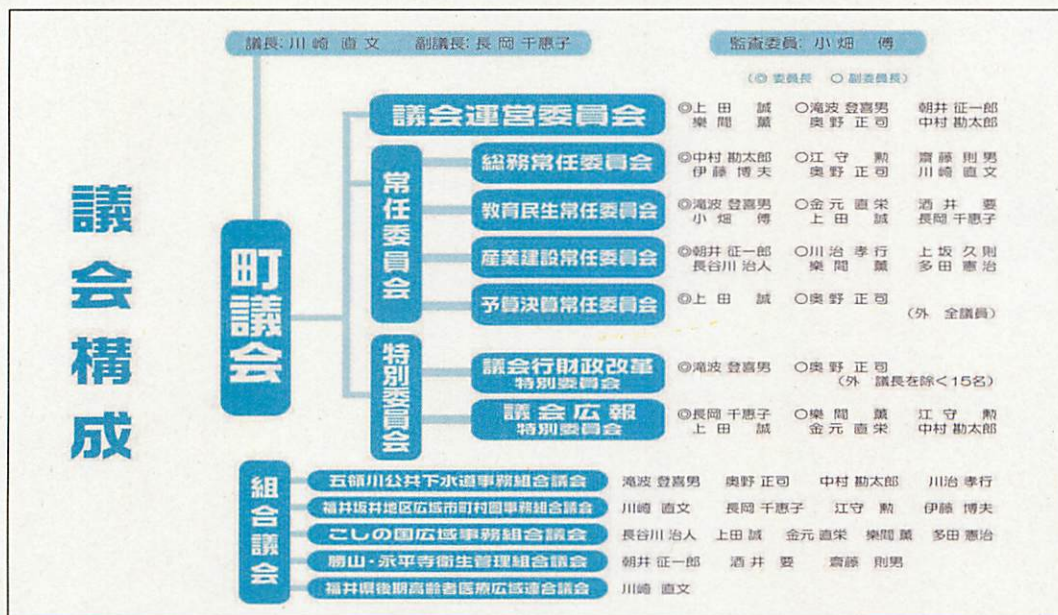
また、現在の委員会は、「総務常任委員会」等の4常任委員会と、「議会行財政改革特別委員会」等の2特別委員会で構成され、それぞれの委員会機能を有効に連動させています。

### —議会機能—

**民意吸収機能**: 政策形成・議会審議・議会運営に反映させる町民の要望・意見・提言の把握

**監視機能**: 町政運営の監視・批評・判定

**政策立案機能**: 政策水準の向上を図る立案・提言機能



## 議員定数の変遷

平成18年の合併後の議員定数

区分	人口(人) 4月1日現在	議員定数 (人)	議員1人当たり の人口(人)	備考
H18	20,377	20	1,019	合併時の42人→20人
H22	20,002	18	1,111	20人→18人
H26	19,439	18	1,080	
H27	19,291	18	1,072	

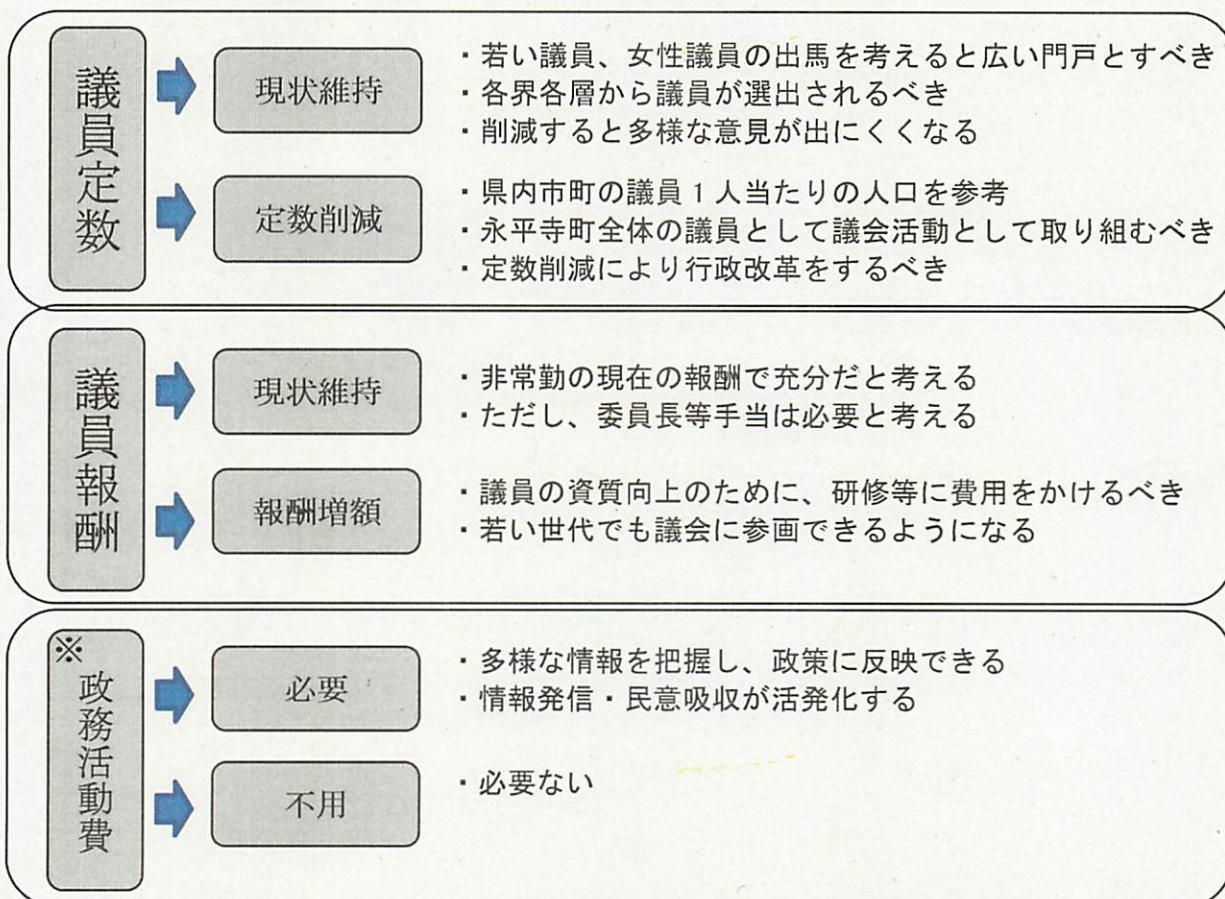
## 議員報酬

議員報酬 平成18年～

区分	議員報酬 (円)			期末手当支給率			政務 活動費
	議長	副議長	議員	加算	6月	12月	
H18～	290,000	230,000	220,000	1.15	1.30(カ月)	1.45(カ月)	

## 議会行財政改革特別委員会での検討・審議

議長を除く全議員が所属する議会行財政改革特別委員会で、議員定数・議員報酬・政務活動費について検討・審議しています。議員定数については現状のまま18人という意見、2～4人削減という意見、議員報酬については据置、増額、政務活動費は必要などの意見が出ています。



※政務活動費とは：議員が実施する調査研究、研修、広報・広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等、町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付されるものです。

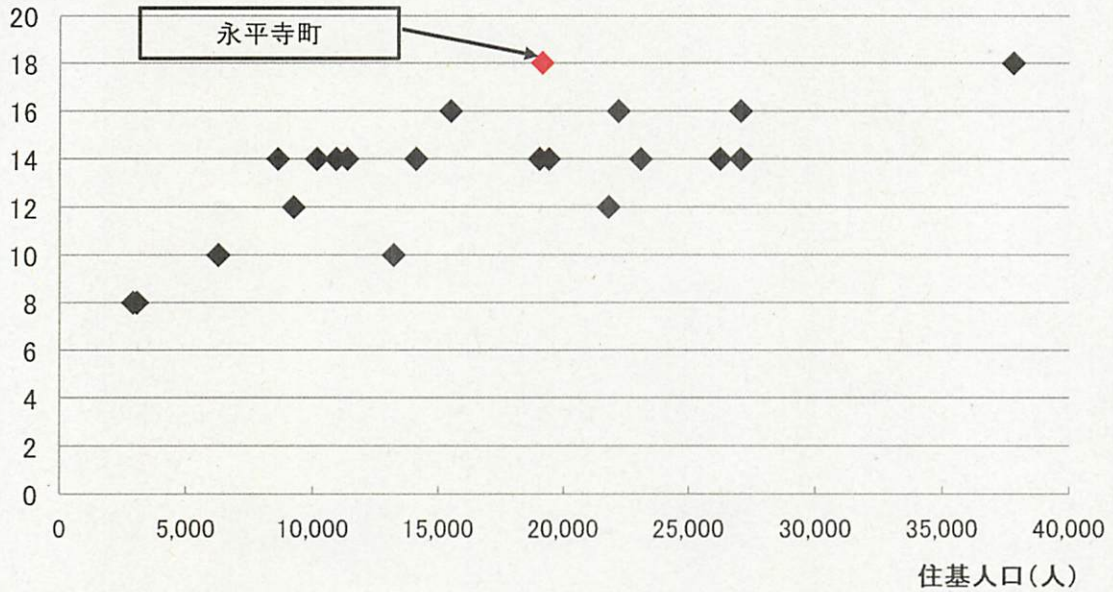
## 県内各市町議員報酬等調

市町名	H27. 1. 1現在	H27. 9. 1現在	議員1人当りの人口	議員報酬月額			期末手当支給率			議員一人あたりの年間支給額(円)	政務活動費	
	住民基本台帳人口(人)	議員定数(人)		議長(円)	副議長(円)	議員(円)	加算※	6月(か月)	12月(か月)		支給対象	月額(円)
福井市	267,443	32	8,358	740,000	670,000	630,000	1.40	1.40	1.55	10,161,900	会派、議員	150,000
越前市	83,762	22	3,807	465,000	407,000	387,000	1.20	1.45	1.75	6,130,080	議員	60,000
坂井市	93,526	26	3,597	490,000	420,000	400,000	1.20	1.40	1.55	6,216,000	会派	50,000
鯖江市	68,960	20	3,448	490,000	428,000	407,000	1.20	1.40	1.55	6,324,780	会派	50,000
敦賀市	67,824	26	2,609	490,000	428,000	407,000	1.20	1.40	1.55	6,324,780	会派	40,000
大野市	35,245	18	1,958	448,000	377,000	357,000	1.15	1.40	1.55	5,495,123	会派、議員	40,000
小浜市	30,590	18	1,699	440,000	370,000	350,000	1.15	1.45	1.55	5,407,500	議員	20,000
あわら市	29,358	18	1,631	440,000	370,000	350,000	1.15	1.40	1.55	5,387,375		
勝山市	24,880	16	1,555	440,000	370,000	350,000	1.15	1.40	1.55	5,387,375	会派	30,000
越前町	22,987	14	1,642	320,000	250,000	240,000	1.15	1.00	2.00	3,708,000		
永平寺町	19,362	18	1,076	290,000	230,000	220,000	1.15	1.30	1.45	3,335,750		
若狭町	15,943	16	996	300,000	245,000	235,000	1.15	0.90	1.90	3,576,700		
高浜町	10,843	14	775	300,000	245,000	235,000	1.15	1.20	1.90	3,657,775	議員	8,500
南越前町	10,827	14	773	310,000	242,000	226,000	1.15	1.10	2.20	3,569,670		
美浜町	10,092	14	721	300,000	245,000	235,000	1.15	1.00	2.10	3,657,775		
おおい町	8,613	14	615	300,000	245,000	235,000	1.15	1.20	1.90	3,657,775		
池田町	2,898	8	362	300,000	225,000	205,000	1.15	1.00	2.10	3,190,825		

※例 福井市は40%増

## 北陸三県の議員定数の状況

議員定数(人)



県名	町村名	住基人口 ※1 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	議員定数 ※2 (人)
石川県	津幡町	37,816	110.4	18
富山県	立山町	27,072	308.7	14
石川県	内灘町	27,063	20.3	16
富山県	入善町	26,248	71.2	14
福井県	越前町	23,095	152.9	14
石川県	志賀町	22,213	246.5	16
富山県	上市町	21,818	236.7	12
石川県	能登町	19,430	273.4	14
福井県	永平寺町	19,184	94.3	18
石川県	中能登町	19,057	89.3	14
福井県	若狭町	15,500	178.6	16
石川県	宝達志水町	14,118	111.6	14
富山県	朝日町	13,220	227.4	10
福井県	南越前町	11,377	343.8	14
福井県	高浜町	10,937	72.2	14
福井県	美浜町	10,181	152.3	14
石川県	穴水町	9,266	183.2	12
福井県	おおい町	8,637	212.0	14
石川県	川北町	6,282	14.8	10
富山県	舟橋村	3,072	3.5	8
福井県	池田町	2,927	194.7	8

※1:平成26年7月1日現在の数値

※2:平成27年9月1日現在の数値

## 県内町議会 常任委員会

平成27年8月

町村名	議員の 定数	常任委員会名称							
		常任委員会1		常任委員会2		常任委員会3		常任委員会4	
		名称	委員数	名称	委員数	名称	委員数	名称	委員数
永平寺町	18	総務常任委員会	6	教育民生常任委員会	6	産業建設常任委員会	6	予算決算常任委員会	18
池田町	8	総務厚生常任委員会	4	文教経済常任委員会	4				
南越前町	14	総務文教常任委員会	7	産建厚生常任委員会	7				
越前町	14	総務文教厚生常任委員会	8	産業土木常任委員会	6				
美浜町	14	総務文教常任委員会	7	産業厚生常任委員会	7	予算決算常任委員会	13		
高浜町	14	総務産業常任委員会	7	厚生文教常任委員会	7	予算決算常任委員会	13		
おおい町	14	総務常任委員会	8	産業建設常任委員会	6	予算決算常任委員会	13		
若狭町	16	総務産業建設常任委員会	7	教育厚生常任委員会	7	予算決算常任委員会	15		

【参考】「平成24年度自治体議会の議員定数・報酬はどうあるべきか」最終報告書(北海道大学公共政策大学院)によると、討議に適した人数は、経験的には7~8人が望ましいとしている。

# 地域防災力の向上を語ろう

本年9月に発生した台風18号の影響により、鬼怒川をはじめとした多数の河川で、決壊・越水が発生し、甚大な被害をもたらしました。特に、9月10日から11日にかけて、関東地方や東北地方では、統計期間が10年以上の観測地点のうち16地点で、最大24時間降水量が観測史上1位の値を更新しました。「今までは大丈夫だったから」、「自分たちの地区に限っては」は、もはや通用しない時代となっています。

そこで、住民の皆さんが今思っていること・不安なことについて一緒に考えましょう。

## その1 鬼怒川決壊は他人事ではない

鬼怒川の堤防が決壊、越水等による甚大な浸水被害が発生し、8名もの尊い命が失われたことは、記憶に新しいところですが、九頭竜川は大丈夫だとお考えではないでしょうか。しかし、鬼怒川と九頭竜川は、流域・水量等類似点が多いのです。鬼怒川でも近年このような被害はなかったようなので、永平寺町においても決して「対岸の火事」ではありません。



鬼怒川流域

## その2 永平寺町の取組み

河合町長自らが、消防大学校の「危機管理・防災教育科トップマネジメントコース」を受講し、行政の初動体制等の認識を深めました。また、「公助」から「自助」「共助」への意識を深めるため、「災害発生時における地域防災力の向上と連携の強化」に向けた様々な取組みを行なっています。その他、下記のとおり、多種多様の助成事業を行っています。



九頭竜川流域

自主防災組織への活動の助成

自主防災組織への備品等の助成

自主防災組織連絡協議会への助成

自主防災組織代表・隊長への委嘱、報償

**町からの、防災計画、手引き、地震、洪水(浸水・土砂災害)ハザードマップ等を参考にしましょう**





### その3 共助の推進・強化

## 全90地区リーダーの育成・充実強化

- ① 自主防災組織地区リーダーの委嘱
  - ・ 委嘱書授与
  - ・ 報償の支払い
- ② 自主防災組織地区リーダー等育成・充実強化
  - ・ 福井県消防学校教育受講 年間2回
  - ・ 永平寺町主催研修会 年間2回（修了証交付）
  - ・ 防災士の取得強化
- ③ 各自主防災組織単位（地区）での訓練
  - ・ 地区リーダーが中心となり実施（消防職員・消防団員補助）

27年度中

## 自主防災組織連絡協議会の充実強化

- ① 各自主防災組織連絡協議会定例会
  - ・ 各協議会組織リーダーが中心となり実施（町職員補助）
- ② 各協議会単位で合同訓練（初動活動）
  - ・ リーダーが中心となり実施（消防職員・消防団員補助）

28年度中

松岡地区	松岡東自主防災組織連絡協議会	永平寺地区	永平寺北自主防災組織連絡協議会
	松岡西自主防災組織連絡協議会		永平寺中自主防災組織連絡協議会
	松岡吉野自主防災組織連絡協議会		永平寺南自主防災組織連絡協議会
	松岡御陵自主防災組織連絡協議会	上志比地区	上志比自主防災組織連絡協議会

## 自主防災組織連絡協議会単位での有事対応

- 各協議会単位で合同訓練（初動活動～避難所運営訓練）
  - ・ 組織リーダーが中心となり実施（避難所運営訓練には町職員参加）

## 平時の防災講習・防災訓練

- ・ 基礎知識・技術の習熟、実際に即した応用訓練実施

## その4 それで、住民の対応は？



### もし、災害が発生したら

#### 「自助・共助・公助」の手順で

自助：自分の家族、家は大丈夫か

共助：ご近所・地区単位で助け合う


(自主防災組織：自主防災組織連絡協議会)

公助：役場・消防・警察・自衛隊等(公的機関)

そこで、住民の皆さんは、まず「自助」それから「共助」へと

## その5 避難情報の発信・伝達

永平寺町では、平成 26 年 10 月 13 日に、台風 19 号接近に伴い、町内全域を対象に避難準備情報を発令しました。町が発表する避難情報は下表のとおり 3 種類ありますので、今一度ご確認ください。また、避難情報は、防災行政無線・広報車・防災メール・町ホームページ・ケーブルテレビ・フェイスブック等でお伝えします。

避難情報の種類	避難準備情報 →	避難勧告 →	避難指示
住民の皆さんが取 るべき行動  開設する避難所は、 避難情報発令時にお 伝えします。  	特に避難行動に時 間を要する方は、指 定された避難所への 避難行動を開始（避 難支援者は支援行動 を開始）。  通常の避難行動が できる方は、避難準 備を開始。	通常の避難行動が できる方は、指定さ れた避難所への避難 行動を開始。  身の安全を確保 し、家族、近所で助 け合いながら避難。	ただちに避難し、 避難行動途中の方 は、速やかに避難を 完了。  避難所への避難が 困難なときは、自宅 の 2 階や近所の高い 建物へ避難。

### そこで皆さんのご意見を是非、お聞かせ下さい

1. 皆さんの地域で危険箇所(土砂災害・浸水等)は、ありませんか？
2. 災害種別により、避難する場所は分かっていますか？
3. 行政へ聞きたいこと、お願いしたいことはないですか。
4. 自主防災組織・自主防災組織連絡協議会をご存知ですか。また、機能していますか。
5. 自分の備えは万全ですか。

など防災に関することなら何でも結構です。